明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特殊貨物船舶運送規則の一部を改正する省令（国土交通四七）　一
〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁一〇五、一〇六）　六
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務三一〇～三一二）　七
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（厚生労働三五二）　九
○公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定めた件（国土交通一〇七一）　九
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定めた件（同一〇七二）　二
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十八条第二号イの海域を指定する件の一部を改正する件（同一〇七三）　三
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する件（同一〇七四）　三
○登録小型船舶教習所の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する件（同一〇七五）　三
○ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する件（同一〇七六）　三
○河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（環境四六）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
平成二十一年度刑務共済組合の決算、独立行政法人福祉医療機構平成二十一事業年度財務諸表、平成二十一年度日本鉄道共済組合の決算関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

省令

○国土交通省令第四十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条、第二十九条ノ四第三項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、特殊貨物船舶運送規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

特殊貨物船舶運送規則の一部を改正する省令

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十七条」に、「第二十八条の二・第二十八条の三」を「第二十八条・第二十八条の二」に、「・第三十五条」を「―第三十六条」に改める。

第一条の二の二中「行う場合（」の下に「固体貨物をばら積みして運送する場合及び」を加え、同条ただし書中「場合には」の下に「、船舶に固体貨物（穀類を除く。以下同じ。）をばら積みして運送する場合を除き」を加え、同条第三号中「及び特性（移動の可能性を含む。）」を削り、同条第四号中「船舶に」の下に「穀類を」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　貨物の特性（液状化物質（航行中に液状化するおそれのある微細な粒状物質をいう。以下同じ。）、固体化学物質（船舶にばら積みして運送する場合において化学的な危険性を有することとなる固体の物質をいう。以下同じ。）、液状化物質であり、かつ、固体化学物質である物質又はその他の物質の別（固体貨物をばら積みして運送する場合に限る。）及び移動の可能性を含む。）（貨物ユニットに収納して運送する場合を除く。）

第一条の五ただし書中「及びばら積みして運送する穀類の質量が当該船舶について満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第一条第一項の国際航海をいう。）に従事しない船舶が航行する場合」を「及びばら積みして運送する穀類の質量が当該船舶について満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）を適用した場合において定まる乾げんに対応する排水量の一パーセント以下の場合」を削る。

第三条第三号中「満載喫水線規則」の下に「（昭和四十三年運輸省令第三十三号）」を加える。

第十五条の二中「（穀類を除く。以下同じ。）」を削り、同条ただし書中「次の各号に定める規定は、」を「次の表の上欄に掲げるものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定は」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

区分		規定
国際航海（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第一項の国際航海をいう。）に従事しない船舶が航行する場合	固体化学物質を運送する場合	次条、第十五条の三の三及び第十五条の六から第十五条の八まで
	その他の場合	第十五条の三（第一号を除く。）及び第十五条の四から第十五条の五の三まで
本邦各港間を沿海区域を超えないで航行する場合	固体化学物質を運送する場合	第十五条の三（第一号を除く。）及び第十五条の四から第十五条の五の三まで
	その他の場合	第十五条の三（第一号を除く。）から第十五条の五の三まで

第十五条の二の二の次に次の一条を加える。

（固体貨物の性状及び積載の方法の確認）

第十五条の二の三　船舶に固体貨物をばら積みして運送しようとする場合には、次の各号に掲げる物質をばら積みして運送する場合を除き、荷送人は、当該固体貨物の性状及び積載の方法について、あらかじめ、地方運輸局長の確認を受けなければならない。ただし、本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。

一　液状化物質であつて告示で定めるもの

二　固体化学物質であつて告示で定めるもの

三　液状化物質又は固体化学物質以外の物質であつて、当該物質の性状及び積載の安全な方法が確認されているものとして告示で定めるもの